

消防法の一部を改正する法律案要綱

第一　目的の改正に関する事項

法の目的に、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを追加すること。（第一条関係）

第二　実施基準の策定に関する事項

一　都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下同じ。）の搬送（以下「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならないものとすること。（第三十五条の五第一項関係）

二　実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとすること。（第三十五条の五第二項関係）

1　傷病者の心身等の状況（以下「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

2 1に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

3 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

4 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

5 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

6 4及び5に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

7 1から6に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要とする事項

認める事項

三 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第

一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならないものとすること。（第一

三十五条の五第三項関係）

四 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第五に規定する協議会の意見を聴かなければならぬものとすること。（第三十五条の五第四項関係）

五 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとすること。（第三十五条の五第五項関係）

第三 総務大臣及び厚生労働大臣の援助に関する事項

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に關し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとすること。（第三十五条の六関係）

第四 実施基準の遵守等に関する事項

一 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならないものとすること。

（第三十五条の七第一項関係）

二 医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとすること。（第

三十五条の七第二項関係）

第五 実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

一 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとすること。（第

三十五条の八第一項関係)

二 協議会は、次に掲げる者をもつて構成するものとすること。 (第三十五条の八第二項関係)

- 1 消防機関の職員
 - 2 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - 3 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - 4 都道府県の職員
 - 5 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- 三 協議会は、必要があると認めるとときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他協力を求めることができるものとすること。 (第三十五条の八第三項関係)
- 四 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べができるものとすること。 (第三十五条の八第四項関係)
- 第六 その他
- その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百三十六号）について所要の改正を行うこと。（附則第二条
関係）